

別添 1 木造建物図面作成基準

（作成する図面）

第 1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

（用紙及び図面）

第 2 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第 11 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 3 番横とする。

2 配置図は様式集様式第 18 号により、平面図、立面図その他の図面は様式集様式第 19 号により作成する。

（図の配置）

第 3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

（図面の縮尺）

第 4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（建物の計測）

第 5 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第 2 位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第 6 調査図面に表示する数値は、第 5 の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第 2 位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1 棟の建物が 2 以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前 2 項の定めるところにより算出するものとする。

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、日本産業規格の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実 線 _____
破 線 ____ _ ____ _ ____ _ ____ _ ____ _
点 線
鎖 線 ____ _ ____ _ ____ _ ____ _ ____ _

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別 表)

図 面 名 称	作 成 の 方 法 等	縮 尺	備考
配 置 図	配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 用紙は、日本産業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。		

	五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。 七 図面中に次の事項を記入する。 (1) 敷地面積 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) 構造概要・建築工法 (7) 建築面積 (8) 建物延べ床面積										
平面図	(1) 平面図は、様式集様式第 19 号に建物ごとに作成する。 (2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。 (3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。 (4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。 (5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。 (6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。 (7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。 <table><tr><td>室名</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td></td></tr><tr><td>床</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td></td></tr></table> (8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。 (9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。 (10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。 (11) 築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。	室名		壁		床		天井		1/100	
室名											
壁											
床											
天井											
立面図	立面図は、様式集様式第 19 号を使用し（以下同様の様式を使用する。）、4 面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100									
屋根伏図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出、葺材名称及び面積並びに樋の形状寸法及び材質を記入する。	1/100									

建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100	
建築設備位置図 (ガス設備)	平面図を基に、ガス設備が設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、排水設備を同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 (注) 給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、同一の敷地内に複数棟の建物がある場合は兼用することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、厨房(流し台等)設備及び空調(クーラー等)設備については、平面図に表示することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	